

介護保険料の基準額が改定となります

介護保険制度は3年ごとに見直し、介護サービス費などを見据えて保険料を設定しています。

平成21年度の改定においては、左表のとおり基準額が3,500円(年42,000円)となっています。

なお、第4段階の方で、本人の年金収入等が80万円以下の方は、負担軽減として特例標準割合により低い保険料が設定されます。

○介護保険料段階別一覧(月額)

| 区分 | 対象者 | 保険料割合 | 3期保険料(H18~20) | 4期保険料(H21~23) |
|------|--|-----------|---------------|---------------|
| 第1段階 | ○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 | 基準額×0.50 | 1,600円 | 1,750円 |
| 第2段階 | ○本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.50 | 1,600円 | 1,750円 |
| 第3段階 | ○世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の方 | 基準額×0.75 | 2,400円 | 2,625円 |
| 第4段階 | ○本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合) | 基準額 | 3,200円 | — |
| | 公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.875 | — | 3,062円 |
| | 上記以外の方 | 基準額 | — | 3,500円 |
| 第5段階 | ○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 4,000円 | 4,375円 |
| 第6段階 | ○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方 | 基準額×1.50 | 4,800円 | 5,250円 |



○介護給付費の財源

| 介護保険・介護予防サービス等の総費用 | | | | |
|--------------------------|---------------------------|----------|--------------|--------------|
| 9割 | | | | 1割 |
| 介護保険料 50% | | 公費 50% | | |
| 20% 65歳以上の方の 介護保険料 | 30% 40~64歳の方の 介護保険料 | 25% 国 | 12.5% 宮城県 | 12.5% 石巻市 |
| | | | | 自己負担 |

※介護保険は皆さんの介護保険料や税金によって運営されています。

子育て応援特別手当の支給

子育て応援特別手当は、平成20年10月に国で決定された「生活対策」の一環です。幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子どもがいる世帯に支給します。

◇対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ)であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下(平成2年4月2日以降の生まれ)の子どもの中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居している場合は、同じ人に扶養されていることを確認します。申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

◇手当の額

対象となる子ども一人当たり36,000円を、属する世帯の「世帯主」に支給します。手当の支給は、1回払いとなり、原則として、口座振り込みとなります。

◇申請手続き

対象となる世帯の「世帯主」に、今月中旬以降に「子育て応援特別手当申請書」を郵送します。

通知を受領した「世帯主」の方は、必要事項を記入し、本人確認書類(運転免許証、写真付き住基カード、旅券、外国人登録証明書など)および振り込み口座(通帳)のコピーを添付の上、同封の返送用封筒にて申請してください。

※申請を受け付けてから振り込みまで、1カ月程度かかります。※申請期限は受付開始(通知発送後)から6カ月以内となります。

◇基準日

平成21年2月1日を支給基準日とし、その時点で住民基本台帳上に記録されている住所地で支給されます。(2月2日以降に転入などにより石巻市に住民登録された場合は、前住所地で支給となります)

○子育て支援課(内線424・266)

◇介護報酬改定に伴う保険料 上昇分の軽減

介護報酬の改定により、保険料にも影響がありますが、保険料が急激に上昇しないよう緊急特別対策による軽減措置が講じられます。

介護報酬改定に伴う保険料の増加分については、平成21年度は全額、平成22年度は半額が国から交付され、4期中（平成21年度～23年度）の基準額を同一としていることから、月額約52円の軽減が図られます。

◇介護サービス利用料の改定

「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として介護報酬が全体で3%上昇します。

これは、介護従事者の人材を確保し、居宅サービスや施設サービスの質の向上をはじめ、医療機関との連携や認知症ケアの推進など、介護保険制度全般にわたってサービスの充実を図るためのものです。

それにより、利用料（介護サービス費の1割の自己負担分）にも影響があります。（下がるものもあります）各サービスごとに改定されますので、詳しくは利用するサービス事業者または担当のケアマネジャーにご確認ください。

◇介護保険料の納入通知書をお届けします。

・保険料の仮算定（仮徴収）

65歳以上の方の介護保険料は、平成21年度市民税の課税非課税区分および合計所得金額に基づき保険料額が決定します。

しかし、年度当初は前年中の所得状況が把握できないため、仮算定額を納付することになります。

・納入通知書および口座振替などで納付している方（普通徴収者）

平成21年度介護保険料仮算定分（第1期・2期）の納入通知書を4月中旬に郵送します。

また、平成20年度内に65歳になられた方で、年金天引きに該当する場合は、10月（第4期）の年金から天引き開始となります。

・年金から天引きされている方（特別徴収者）

平成21年度介護保険料仮徴収額（第1期～3期）は4月・6月・8月に年金天引きされる額（平成21年2月の天引き額と同額）となります。（今回通知書は郵送しません）

※平成21年度確定賦課分（後期分）の納入通知書および年金天引き額の通知書は、8月上旬に郵送します。

◇新制度「高額医療合算介護サービス費」

介護サービス費の自己負担分が一定の金額を超えた場合は、「高額介護サービス費」として、また、医療費の自己負担分が一定の金額を超えた場合は「高額療養費」としてそれぞれ月ごとに支給されています。

今年度から新しく支給されることとなった「高額医療合算介護サービス費」は、各医療保険における世帯内において、介護の自己負担分の年額と、医療の自己負担分の年額とを合算し、一定の金額（算定基準額）を超えた場合に支給されるものです。年額は毎年8月から翌年7月分までの合計額となります。（ただし、初年度支給分については、経過措置があり算定方法が異なります）

平成21年9月から申請手続きなどを開始する予定ですので、詳しいことが決まりましたら市報などでお知らせします。

※「算定基準額」は、世帯の収入状況などによって個別に設定されます。

■ 介護保険課（内線300・504）

各総合支所保健福祉課

子育てサポート！

『ファミリィサポート事業』

これは、育児の援助を会員相互の助け合いで行い、地域の子育てを応援する事業です。

援助を受けたい方（利用会員）、援助を行いたい方（協力会員）は、事務局に申し込んで会員登録します。

☆協力会員大募集

協力会員になる方は、活動できる日時を登録していただきます。

自宅で子どもを預かりますが専用の保育室などは必要ありません。申し込み後に、講習会（必須）を受け、その後、会員として登録されます。

◇協力会員講習会

とき 4月23日（木）午後1時30分～5時

ところ 中央公民館第1講座室

内容 子どもとの関わり方遊び方、病気とケガ、事業概要について

費用 無料

申込方法

4月17日（金）まで中央児童館に会員申込書を郵送してください。申込書類は、中央児童館または各総合支所保健福祉課にて配布します。

☆利用会員大募集

たとえばこんなときに・・・
保育所や児童クラブへお迎えの時間なのに、残業があつて・・・病院へ行きたいけど、子どもはどうしよう・・・お姉ちゃんの授業参観、下の子飽きるかな・・・と思っている方
「石巻市ファミリィサポート事業」の会員になりませんか。
利用頻度の多少にかかわらず安心して加入できます。

会員資格（石巻市在住）

・利用会員 おおむね生後2か月から小学校3年生までの子どもがいる方

・協力会員 20歳以上の健康で自宅で安全に子どもを預かることができる方

・両方会員 利用会員と協力会員の両方を兼ねる方

■ ファミリィサポート事務局

（中央児童館内） ☎ 23・7407・保育課（内線502）